

茨木市立地適正化計画に対する意見と対応方針

資料1

No	意見【第3回常務委員会 (H30.3.27) ・第1回都市計画審議会 (H30.5.24) 等】		対応方針	
	会議等	内容	素案のページ	概要
1	常務委員会	人口等各種データについては、最新のものにすべきである。	計画全般	人口推計や生活利便施設の立地状況などについて、可能な限り最新のデータに更新しました。
2	常務委員会	新名神高速道路は位置関係上も政策上も重要であるため、各地図に示していくべきである。	計画全般	各地図に新名神高速道路を表示しました。
3	都計審	20年先を見据えた計画であると思うが、そのイメージがわかりにくいのではないかと。具体的にどうなっていくのかのイメージが示されているとよい。	計画全般	将来のイメージに関しては、P53、P54やP66等で一定お示ししているところですが、補足すると、本計画は現状の暮らしやすい環境を維持することを基本方針としているので、20年先も「今と変わらない」ことを目指しています。
4	都計審	都市計画マスタープランや次なる茨木・グランドデザインなどがあるなかで、それぞれの役割分担や重複部分などを整理していただきたい。	P3 P40 P64 P66	各計画との関係については第1章「2 計画の位置づけ」に記載しており、都市計画マスタープランは整合を図るべき上位計画として整理しています。なお、立地適正化計画はコンパクトで暮らしやすいまちの維持・充実を図るためのマスタープランの性質を有する、本市全域を対象とした計画ですが、中心市街地においては「次なる茨木・グランドデザイン」や他の計画・構想とも密接にリンクしています。第4章「3 都市機能誘導区域・誘導施設の設定」でその概要をお示ししているところですが、特にグランドデザインとの関係性を改めて整理すると以下ようになります。 『グランドデザインは、市民の皆さまをはじめ、商店主、若者、専門家など多様な主体が関わり、共有・発展しながら作り上げていくまちづくりの考え方であり、そのプロセスでまちづくりに関係する人を増やして、中心市街地の活性化や魅力向上を図ろうとするものです。そうしたグランドデザインの推進により生まれる、多様な主体の参加や活動が、立地適正化計画の目指す将来像の実現につながるものと考えています。』
5	常務委員会	近隣市町との関係を考えるという意味で、広域の図面も必要ではないか。	P7	第1章「5 対象区域」において、広域の図面を掲載しました。
6	常務委員会	医療、介護の分野については、75歳以上の人口が重要となるとともに、高齢化の進展は地域差がかなりあることが想定される。可能であれば、高齢化の影響はもう少し言及されたい。	P9 P72	第2章「1 人口」において掲載している「世代別人口の推移」の65歳以上の区分をさらに、65～74歳、75歳以上に区分することで、高齢化の詳細な動向を整理しました。 なお、高齢化への対応を含め、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の推進については総合保健福祉計画に位置付けられているところであり、本計画においても第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」に取組2として位置付けています。
7	常務委員会	大型商業施設と小規模スーパーが同一に取り扱われているため、より生活実感にあった整理を検討すること。	P23	スーパーマーケットをさらに分析し、大規模小売店舗立地法に基づく売場面積1,000㎡以上の店舗と、それ以外のものを分けて整理しました。
8	常務委員会	狭あいな道路が多いのが茨木の特徴であることをもう少し記載してはどうか。施策的に最低限の幅員を確保していることで、他市と比べると狭いが、生活に足る整備を行っている旨を示すことができる。	P31	第2章「4 交通」において、関連する取組として、生活道路整備事業（細街路等整備事業）を掲載するとともに、「『4交通』から導かれる現況」に、生活道路の整備が進められていることが、安全な市街地環境づくりだけでなく、より安全で快適な徒歩や自転車による通行環境づくりにも寄与している旨を追記しています。

茨木市立地適正化計画に対する意見と対応方針

資料1

No	意見【第3回常務委員会 (H30.3.27) ・第1回都市計画審議会 (H30.5.24) 等】		対応方針	
	会議等	内容	素案のページ	概要
9	常務委員会	第2章において「5 地域資源」となっているが、言葉の意味が広すぎるため、「自然資源」に改めること。また、同ページに「公園・緑地は、市内に分散して整備」や「木々の老齢化」という文言があるが、使い方が適切でない。	P32	ご指摘を踏まえ、下記のとおり文言を改めました。 「5 地域資源」⇒「5 自然資源」 「公園・緑地は、市内に分散して整備」⇒「北部地域は自然的な緑が充実し、市街化区域内は施設緑地が分布」 「木々の老齢化」⇒「老化により樹勢が低下した樹木が見られる」
10	常務委員会	すぐ近くに自然があるという市の特徴を示してはどうか。具体的には、郊外地域の居住の維持に関して、居住誘導区域外の緑が居住誘導区域内における居住を支えるということなどが示せると良い。	P51 P74	第2章「10 本市の現況・特性・課題のまとめ」において、地域ごとの課題に加え、強みを記載しています。また、豊かなみどりは居住誘導区域の暮らしを支えるという観点から、第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」において、北部地域の豊かなみどり等を活かす取組を取組10として追加しています。
11	常務委員会	色使いや番号の意味、「現状整理の分類」と「特性と課題のまとめ」の関係性などをよりわかりやすく整理すること。	P51	第2章「10 本市の現況・特性・課題のまとめ」の構成について、「分野ごとの現況特性」にそれぞれ番号を振った上で、「立地適正化計画に係る地域ごとの強みと課題」に対応する番号を記載することで、より分かりやすくなるよう整理しました。
12	常務委員会	居住誘導区域の設定において、事前避難できるからというのではなく、市が適切にリスク周知を行っていることを前提として、災害の危険性がある区域でも、住民がそのリスクをしっかりと認識したうえで居住されているのであれば居住誘導区域に含めている、という考え方が基本となるのでは。	P59	第4章「2 居住誘導区域の設定」における「急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」の箇所において、災害リスクへの意識向上や備えの充実などに努めることを前提として、浸水被害の恐れがある区域については居住誘導区域に含めているという考え方が明確になるよう記載を改めました。
13	常務委員会	福祉については、在宅の医療や介護に方針が傾いている中で、地域包括支援に関する施策について記載しておいてもらえるとよい。	P72	第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」における取組2において、茨木市総合保健福祉計画が目指す地域の実現に向け、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の推進に関して記載を充実させました。
14	常務委員会	医師も高齢化するため、どうやって診療所を維持していくのかという視点も必要ではないか。中規模の病院が診療所を支援していくような方向性もある。	P73	第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」において、地域の中核となる病院の確保に関する取組を取組6として追加しています。そうした中核となる病院を確保することで、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する体制構築につなげる考えであります。
15	都計審	医療分野について、24時間対応の救急医療、医療体制が市の課題だと思うが、その記載があまりない。	P73	第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」において、市の医療体制等についての現状・課題把握等を行い、今後の医療施策のあり方を検討する取組を取組7として追加しています。
16	常務委員会	都市機能誘導区域について、多様な働き方のニーズ等を踏まえ、「子育て支援施設の近傍での就業の場」や「ベンチャー企業の育成」など、市中心部で働けるイメージの視点も必要ではないか。	P82	第4章「4 誘導施策」、「(3) 施策と取組概要」において、中心市街地におけるビジネス支援等に関する取組を取組25として追加しています。
17	常務委員会	評価指標については、定量的な指標に加え、定性的な観点も踏まえた指標も設定できないか検討すること。	P86	施策の達成状況に関する評価指標については、『居住誘導区域内の人口密度』『公共交通の人口カバー率』『都市機能誘導区域における平日昼間(9時～17時)の歩行者通行量』の3つとしています。第5章「2 施策の達成状況に関する指標」において、それぞれの指標の目標や期待される効果等について整理しています。
18	国交省協議	国としては、「人口密度に関する指標」と「公共交通に関する指標」を重視している。なお、国庫補助金による支援を受けて策定している立地適正化計画については、その2指標の設定を必須のものとさせていただいている。		なお、定性的な指標については「市民満足度」を調査する市民アンケート等が想定されるところですが、継続的なデータ収集にコストがかかることなどを考慮し、設定は見送らせていただきました。計画の中間見直しの時点で、定性的な評価指標の必要性については再度検討したいと考えています。